

第13回 官業民営化等WG 議事録（厚生労働省ヒアリング）

1. 日時：平成16年10月20日（水）13：00～14：00
2. 場所：永田町合同庁舎1階第1会議室
3. 項目：職業紹介業務・雇用保険業務
4. 出席： 規制改革・民間開放推進会議
鈴木主査、白石委員、原委員、本田委員、八代委員、大橋専門委員、
福井専門委員、美原専門員
厚生労働省
職業安定局 総務課長 岡崎 淳一
(以下「岡崎職業安定局総務課長」という。)
雇用保険課長 生田 正之
(以下「生田雇用保険課長」という。)
公共職業安定所運営企画室長 土田 浩史
職業能力開発局総務課 課長 妹尾 吉洋
(以下「妹尾職業能力開発局総務課長」という。)

鈴木主査 それでは、午後の部を開催いたします。職業紹介業務・雇用保険業務に関しまして、厚生労働省から第2次ヒアリングをさせていただきます。

前日も御紹介しましたように、担当責任者制を取っていますので、本件につきましては、本田、福井両委員に担当いただいております。

では、そちらの方から進行を始めてください。

福井専門委員 お忙しいところありがとうございました。

それでは、職業紹介業務・雇用保険業務について、できましたら併せて12～13分目途に御説明いただければと存じます。よろしく願いいたします。

妹尾職業能力開発局総務課長 私は能力開発局なのでございますが、もしよろしければ、能力開発関係で、追加的な質問を1問いただいておりますので、それをまず御説明させていただきます。

福井専門委員 では、先にお願いたします。

妹尾職業能力開発局総務課長 お手元の資料17ページになります。一番最後でございます。若者に職業訓練券（パウチャー）を使ってということの記事が出ておったものですか、その検討状況等の御質問をいただいております。

17ページ、よろしゅうございますでしょうか。

そこに書いてございますように、この研究会は、平成16年8月の経済財政諮問会議におきまして、本間先生から、厚生労働省と内閣府でパウチャーについて共同で議論してはどうかという御意見が出されまして、それを踏まえまして、厚生労働省と内閣府で共同で「個

人の選択を機能させた若年者の能力開発に関する研究会」と銘打っておりますが、これを開催することとしたものでございます。

この研究会におきましては、若者の教育訓練におけます、いわゆるバウチャーの利用に関しまして、既存の研究成果や諸外国の事例などを参考にして、論点を整理し、研究することとしておるものでございます。

10月12日に第1回を開催しております。スケジュールは、そこに書いてあるとおりでございます。海外の実態調査なども含めて行うこととしております。

1枚めくっていただきまして、18ページに研究会の委員の名簿をお付けしております。座長は、島田先生をお願いをしておるところでございます。

もう一枚おめくりいただきまして、19ページに、御紹介いたしました経済財政諮問会議での議事録でございます。

下にアンダーラインを引いた議事録の要旨を付けてございますが、本間先生から御指摘があり、当時の坂口厚生労働大臣がお答えをさせていただいたと。更に、谷垣財務大臣からばらまきにならないような検討という御注文もいただいております。

いずれにしても、若年者の能力開発は重要な課題でございます。こういうものも含めて、例えば民間を活用した訓練の在り方などについて、今後十分検討し行っていきたいと思っております。

以上でございます。

福井専門委員 では、まずこの点、バウチャーに関してのみ、先に質問等ございましたらお願いしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

よろしいですか。

それでは、どうもありがとうございました。

では、続きまして、残りの話題についてよろしく願いいたします。

(妹尾厚生労働省職業能力開発局総務課長退室)

岡崎職業安定局総務課長 それでは、職業安定局の総務課長の岡崎でございます。いつもお世話になっております。

それでは、事前にいただいております質問に応じまして、お答えをしていきたいと思っております。

まず1つ目に、ILO88号条約の関係で、ILOに問い合わせしてほしいというお話がありました。問い合わせのレターは既に出しているんですが、まだILOから回答が来ません。返って来次第、別途お出ししたいというふうに思っております。

担当官が、先週、出張か休暇でいなかったというふうに聞いているので。

福井専門委員 質問の文章の写しをいただいておりますか。後ほど事務局にお願いできますか。

岡崎職業安定局総務課長 それでは、それを除いた部分でございます。1ページからごらんいただきたいというふうに思います。

1つは、オーストラリアの関係で、ILO条約の批准状況でございますが、ILOの公式サイトで確認しましたところ批准しているというふうに承知しております。

オーストラリアの状況につきましては、公共職業紹介を今はやっていないというふうに私どもは認識しております。求職者と言いましても、あそこは保険制度もありませんので、生活保護の範疇での失業扶助を受けている方については、民間にお金を出すような形で就業支援を行っているというふうに承知しておりますが、一般の求職者向けの職業紹介は、公的なものはやっていないというふうに承知しております。

オーストラリア政府が88号条約を批准していることと、それとの整合性をどう付けているかどうかということについての見解は、私どもは承知しておらないという状況でございます。いずれにしましても、ILOとオーストラリア政府との関係だろうというふうに理解しております。

それから、OECD加盟国におけます88号条約の批准状況でございますが、これは表でお出ししたとおりでございますが、そこにあるような国々が批准していると。逆に表の下に書いてありますが、それらの国については批准していないというふうに承知しています。これもILOのホームページで確認したものであります。

3ページであります。ILO条約の中で、無料の職業紹介といった場合に、求職者だけから無料なのか、あるいは求人者から取ることを含めて無料なのかと、こういうことでありますが、88号条約ではありませんが、別のILO96号条約、これは有料職業紹介所に関わる条約であります。

この条約におけます定義を見ますと、使用者または労働者のいずれかから料金を徴収するものという形で定義しているということでありますので、私どもは別条約であります。条約の定義等から見て、求職者のみならず、求人者から料金を取るものについても有料職業紹介というふうに分類されているというふうに解しているということであります。

以上が、条約との関係の御質問だったかというふうに思います。

次に4ページであります。ここからは前回私どもが提出した資料等に関わった御質問というふうに理解しています。

1つ目は、職業紹介につきまして、全国的なネットワーク、あるいは求人・求職情報の一元的な蓄積による効率的・効果的な紹介ということに関して、民間を活用してもできるではないかというふうな御質問でございます。

私どもは、前回も申し上げましたけれども、勤労権の保障等の観点から、雇用のセーフティーネットとしては、国による全国的なネットワーク、そしてそこで求人・求職情報を一元的に蓄積して、国として職業紹介を実施するというのが基本的に必要だろうというふうに解しているということであります。

その際に、民間事業者をいろんな形で活用していくということは当然あり得るというふうには思っているわけでありますが、そこで民間事業者を含めて、1つの蓄積した求人・求職情報システムができるかどうかというようなことを想定した場合には、これは非常に

難しいというふうに思っているということでもあります。

これにつきましては、特に民間事業者は通常求人者からそれなりの高額の求人手数料を取ってやっているという求人を主に持っているわけではありますが、この求人を企業名を含めて公開というか、共有するという点については、これは恐らく理解が得られないのではないかとこのように思っているわけでもあります。

一方、求職者情報というのは、相当の個人情報が入っているわけでありまして、昨今の個人情報に関わるいろんな議論等を踏まえ考えますと、求人情報については私どもの持っているものについて、相当の程度でいろんな活用ということになるわけではありますが、求人者情報については相当慎重にせざるを得ないというふうに思っているということでありまして、これを1つのデータベースで官民が完全に共有するという点については、これは相当難しいのではないかとこのように思っております。

では、民間だけでやったらどうかということですが、これは更に国がやめて民間だけということになると、更にそれが難しくなるだろうと。民間職業紹介事業所は7,000を超える事業所がありますが、これを完全な1つのネットワークにするということは、実行上ほとんど不可能に近いのではないかとこのように思っております。

現に仕事情報ネットという官民共通のポータルサイトを国の方で運営しているということがありますが、これについても、民間事業者の方については、御希望に応じて登録するという形ではありますが、一般的には求人企業名は入れない形で入っていると。求人者の一定の条件で検索して、ヒットした方は、その職業紹介所に連絡するという形になっておりますので、すべての情報を共有するというのは、恐らくそれは民間職業紹介事業者の行動からしても無理ではないかとこのように思っております。

次に、失業保険の認定と職業紹介との関係で、私ども従前から職業紹介と雇用保険、特に雇用保険の適切な認定という観点から職業紹介を国としてもきちんとやっていくと、維持しているということが必要だろうというふうに申し上げてきたところでございます。

この関係について、民間が失業の認定をした日、あるいは失業の認定と切り離して、職業紹介の部分については、国がやらないという選択ができないのかと、こういう観点からの御質問を幾つかいただいているというふうに理解しています。

これにつきましては、1つは私ども雇用保険という公的保険制度を財政面を含めてきちんとしたものにしておく必要があるだろうという強い問題意識を持っているということでもあります。

雇用保険については、失業情勢、雇用情勢、経済情勢に応じて黒字、赤字があっても当然なわけではありますが、それをきちんとした認定がある中で運用していくということが非常に重要だろうというふうに思っているということでもあります。

その際に、民間で求職活動をしている方についても、安定所で求職活動をしてくださいということを強制しているわけではないということは再三申し上げたとおりではありますが、この点について、やはり民間のところでも求職活動をしている方についても、きちんと活動

しているかどうかと。要するに、就職意思が明らかになって、就職活動をしているかどうかということについては、必要な認定を国自らがやっているということでもありますので、その辺の確認をきちんとやっていくというようなシステムにしておかないと、雇用保険の制度そのものが非常に危機に瀕するのではないかというふうに思っているということでございます。

その際に、やはり財政責任を負っています国として、失業の認定を行う必要があるだろうということで、これはマニュアルでできる、できないという問題ではなくて、やはりだれが財政的責任を負ってきちんとやるかどうかという考え方で対処するということが必要だろうというふうに思っているということでもあります。

勿論、就職支援ということについて、すべてを国がやるということではないだろうというふうに思っていますし、現に長期失業者等については、これは一般財源を活用してありますけれども、民間委託をやったりと。

そういうことで、私どもとしては、就職そのものについては、できるだけ早くしていただくというのが非常に重要だし、これは保険の話からしても求職者の生活という観点からしても、種々の観点からして重要だと思っています。

そういう意味において、就職支援そのものがきちんと行われるということについて、民間でもやっていただける、あるいは、必要な部分については私どもとしても民間を活用するということはやっていきたいと思っていますが、この基本的な部分を民間にということについては、私どもは適切ではないと思っていますということでもあります。

6 ページに失業認定・給付、職業紹介の一体性ということを、あえてもう一度書いてあります。

やはり、憲法 27 条でもすべての国民は、勤労の権利を有し、義務を負うということになっているわけではありますが、やはり勤労の義務を負う国民に対して、それでも働けない場合に雇用保険制度があるんだというふうに解しておりますし、労働法学会でもそういうふうに解されているというふうに理解しているわけでもあります。そういうものとして失業保険、失業給付をきちんと適正に運用していくためには何か必要かと、そういう観点で考える必要があると思っていますわけでもあります。

前日も申し上げましたけれども、イギリスの場合には、一回分離をして失敗したということで、再度一緒にしたと、こういうふうな経緯もありますし、私どもとしては、そういう海外の事例にも学ぶ必要があるというふうに思っているということでもあります。

先ほども申し上げましたけれども、そういう前提の中で、民間開放そのものについては、私どももできるものについてはやっていくという姿勢は持っているということでもあります。

次に 8 ページでございますが、失業の認定をする際に、民間職業紹介を利用している場合も認定を受けられるということを申し上げた中で、どういうスキームで失業の認定を行っているかと、こういうことを示してほしいというお話でございました。

これは、手続の話ではありますが、まず、1 番にありますように、雇用保険の基本手当を

受ける場合に、最初離職した段階で安定所に出頭していただくと。そこで①から③にありますが、まず、資格喪失の確認。資格喪失というのは、被保険者資格、保険料を払わなくなるという意味ではありますが、その確認を受けるということ。

それから、労働の意思、能力はあるが、仕事に就けないという状態であるということ。

それから、これは保険給付の要件でありますけれども、離職日の1年以内に6か月以上被保険者資格があると、この確認をするということでもあります。

それを前提として、各失業の認定日、これは月に1回でございますが、その認定日ごとに公共職業安定所に出頭していただいて、その期間中の求職活動の実績と、意思、能力があるかどうかの確認をしているということでもあります。

具体的には、3にありますように、各認定日の間に少なくとも2回は何らかの求職活動をしていただいているということを確認しているということでもあります。

これらの認定に際しましては、次の次のページにありますように、失業認定申告書に書いて出していただいて、それを基に認定活動をしているということではありますが、個々人ごとに担当官が面接をしながら、本当に求職活動をしたのかどうか、あるいは求職活動をしたとしても地域の労働市場の情勢に合わないような高望みをして、実質的に就職できないようなことしかやっていないことはないのかどうかと、そういったことを含めまして、立ち入って認定行動をしているということでもあります。

そういう中で、次のページの5にありますように、真に就職の意思がないというような場合には、支給制限等を行うということ。あるいは、必要な場合には、安定所の方で適切と思われるような公共職業訓練の受講指示等を行うわけではありますが、これを拒んでいないかどうかというようなこと等を含めて対応しているということもございます。

次の12ページでありますように、これは職業紹介等につきまして、民間事業者に委託した場合に、私どもとして機動的な雇用対策を遂行する場合に支障が生じる場合もあるというようなことを申し上げた際に、どのような制約があるかというような御質問でございますが、ここで想定したのは、そこにありますように、大規模な企業の倒産でありますとか、景気の悪化、あるいは場合によっては地震、震災、噴火その他ということもあるかもしれませんが、そういったことで機動的、集中的に対応をしなければいかぬというようなケースにつきまして、民間に契約をしてやっていくという場合に、どういう形でそれが組み込まれるかどうかということでもあります。

現在、国の直轄機関でありますので、例えば神戸大震災等の際にも、兵庫労働局のみならず、全国の安定所から職員を動員してというような形で直ちに対応したとか、そういう形になるわけではありますが、そういったことを含めて契約という形でどういう形のできるのかとか、民間企業であっても公共職業紹介に組み込まれたものについては、必要な場合には国が指示ができるというようなシステムが可能かどうかと、こういうことを考えた場合になかなか難しい面があるのではないかというふうに思っているということでもあります、一定の長期失業者とか、ある程度切り分けられる就職支援というようなものについて

は民間に委託しているということがあっておりましたが、基本的な部分については、やはり一定の制約も想定しなければいかぬのではないかというふうに思っているということでもあります。

次に、これは職業安定法等の法令の改正との関係かと思いますが、13ページであります。

この質問の趣旨が若干不明確なんですけど、私どもとしては、要するに国が今、公共職業紹介をやっていることについては、安定法で、要するに安定所が政府として無料の職業紹介をやると。それは安定所の組織でやると。そういった組織的なことを含めて職業安定法で書いてありますので、当然のことながら、安定所がやらないという形にするとすれば、それぞれの法律の改正が必要だと、こう思っているだけでありますので、そこは最終的には法律をどうするかというだけの話ではないかなというふうに思っております。

ただ、現行の法律は、国が全国的な形で安定所で職業紹介をやるということを前提に法律が書いてありますので、そういうことだというふうに理解してということでもあります。

14ページに、株式会社等でも無料の職業紹介事業ができるかということでもあります、これは特段の制限はありません。許可を受ければできるということでもあります。

15ページに長期失業者の就職支援の民間事業者について、安定法上の位置づけということでもあります、これは国からの委託ということでもあります、対象者1人ごとに委託費を出すという形で委託契約を結んでいるということでもありますので、これについては、求人、求職者ではなくて、国が代わってということを経費を出しているということでもあります、そういう意味において有料であると整理しているということでもありまして、職業紹介の手数料という意味で、手数料の届出をいただいているという形になっているということでもあります。

最後であります、前回のヒアリング資料で、職員数は6,400人、これは私どもの正規職員であります。非常勤職員を含めた人数については、別途資料要求で出させていただいている資料に載っていますが、16年度か15年度か、職業紹介に関わっている非常勤のものは9,000名ということでもあります。ただ、非常勤職員について、フルタイムではない方も結構おりますので、月12日とか15日の方もいますので、そういうのを含めてであります、人数的には約9,000名ということでもあります。

一応、御質問いただいたのは以上かと思えます。

福井専門委員 ありがとうございます。それでは、御自由に質疑をお願いいたします。

白石委員 ありがとうございます。資料の4ページ目で「地域間労働移動等全国的な需給調整機能を果たしていくためには、同一組織の全国的なネットワーク」云々とありますけれども、これは圏域を越えて求職される比率が全体のどれぐらいなのかどうか。

例えば、私は関東だったら1都6県ぐらいをカバーできるエリアで、ローカルの範囲の中で職業紹介をしていく方が求職される人々のニーズに合っているのではないかと思います、あえて全国的にネットワークが必要とされる根拠は、例えば東京都だったら東京都で、東京都以外を越えて、何%ぐらい広い圏域の中での求職活動が発生しているのか、デ

ータがあれば是非お教えいただければと思います。

岡崎職業安定局総務課長 資料はまた別途お出しいたしますけれども、今、圏と言われましたけれども、都道府県を越えたものは、今おっしゃったように、例えば関東圏、特に南関東なんかはものすごい多いのが事実であります。例えば、神奈川居住者で東京とか、それは非常に多いんですが、あとはブロックを越えたようなのがどのくらいあるかにつきましては、いずれにしる資料でお出ししたいと思います。

福井専門委員 かなりありそうなんですか。

岡崎職業安定局総務課長 全体で占めるシェアとしては、そんなに多くはないと思いますが、ただ件数としては、それなりの数はあるというふうに思っております。いずれにしても資料でお渡しします。

本田委員 ありがとうございます。3つお伺いさせていただきたいと思います。

まず第1ページ、前回、職業紹介を民間に委託するに当たって、このILOとの契約の問題というのを御指摘になりましたけれども、実際問題オーストラリアでは公共職業安定機関というのは廃止されているということでございまして、無料の職業紹介業務を複数の民間事業者等に委託しているということでございますが、これに関しまして、ILOの方から日本を含む加盟諸外国に何らかの通達であるとか、問題提起というものはなされておるのでしょうか。

先ほど、オーストラリア、ILO間のことに関しましては、その国の問題ということで、御存じではないということでございましたけれども、それに関してILOとして批准諸国に何らかのお申し出というのはあったのでしょうか。

岡崎職業安定局総務課長 少なくともILOから日本に対して何らかのアクション、コメント等があったというのは承知しておりません。

本田委員 ありがとうございます。ということは、大きな問題とされていないというふうな解釈でよいのかと思います。

次の御質問でございますが、先ほど従事していらっしゃる方の数、非常勤も含めて9,000名ということで。

岡崎職業安定局総務課長 含めてではなくて、非常勤が9,000名です。

本田委員 非常勤だけで9,000名ですか。

岡崎職業安定局総務課長 はい。

本田委員 この方々というのは、一体どういったことに従事しておられるのでしょうか。兼業というのはなさっておられないということでしょうか。

岡崎職業安定局総務課長 非常勤職員の活用については、職業紹介のいろんな部分でいただいております。

特に、このところ雇用情勢が悪いということもあって、少し緊急の対応ということで増やした部分もありますが、例えば求人開拓。求人開拓につきましては、職員もやっているわけですが、求人が非常に少ないという状況でありますので、別途民間でのいる

んな経験がある方ということで、各安定所ごとで募集してということではありますが、求人開拓推進員というふうにしておりますけれども、そういったことで活動していただいているというのもあります。

それから、職業紹介の窓口業務の中で比較的求職者が、自ら応募したい求人を選択してというような部分で、その内容を確認して、求人者との連絡と、そういうような部分等につきましても相談員で対応している部分があると。そういったことを含めて、いろんなところで活動をしていただいています。

いずれにしても、12日ぐらいから20日ぐらいの勤務の方が多いいということでもありますので、それで非常勤の国家公務員という位置づけになっておりますので、そういう中で勤務していただいておりますので、ほかと兼業ということは余りないのではないかなというふうに思っております。

美原専門委員 先ほどの白石先生のご質問と関連した質問ですが、できればマクロな国としての数字ではなくて大都市圏、大都市圏でも、例えば東京、神奈川、千葉とか、いろんなケースがもしわかれば教えていただきたい。

この理由は、やはり私も白石先生と同じように、私も友人に失業者がいるんですけども、やはり失業者の方は家族もおられるし、どうしても自分の通勤範囲、すなわち需要と供給の地域相関性がものすごい強い。東京の人が沖縄に就職するなんて考えられないわけですね。そういったように一元管理の意味というものを、是非とももう一度クラリファイしていただきたいということともに、数字でもって地域相関性というのはどうでているのか、これは場合によっては地域的に機能を分割できるのではなからうかということをやっと検証してみたいわけです。そういうデータがございましたならば、是非ともいただきたいと思えます。

白石委員 札幌、福岡辺りも是非お願いしたいと思えます。

岡崎職業安定局総務課長 別に基本的なデータを隠すつもりは全くありませんので、分割できるかどうかということについては議論がありますけれども、データを出すことについては、別な問題だと思っております。

福井専門委員 もし、その範囲での労働市場の同一需給圏内ぐらいが、大体特定の求職者について言えば、関係のエリアだとすれば、その範囲内でネットワークつくるというのであれば、さっきおっしゃったように、7,000もネットワークするという極めて極端な話ではなくなる。そんなことは物理的に不可能だという主張とは全く関係もない話になると思えますので、基本的情報として7,000ものオーダーに上る場合が果たしてどれだけあるのかということも併せて後ほどお示しいただきたいと思えます。

併せて、個人情報については、何度も申し上げているので繰り返しませんが、これは守秘義務をかけるか、契約上の義務を課せばいいだけのことであって、そこがもし担保されているときに、ネットワークの問題というのは、だれの利益かということ、これは求職者の利益なわけですね。要するに一定の需給圏の中からできるだけ広くて、多様な選択肢から

選べる方が求職者の利益なわけです。守秘義務の問題さえクリアされていれば、当然本人にとってみれば、情報が伝播した方がいいということになるのであって、どうも逆のニュアンスで書かれているのかと思いますが、そこは認識が違うのではないのでしょうか。

岡崎職業安定局総務課長　そこについては、求職者の方のいろんな心理状態をどう考えるかという問題があるのではないかと私どもは思っています。

現に失業しているということ自体を知られたくない、あるいは求職中であるということを知られたくないという方も相当いるのは事実でありまして、私ども窓口でも相当気を使っているところです。

それから、求職者の中には、失業中の方以外に在職中の方もおられます。在職中の方は特に別に仕事を探しているということについては非常にナーバスになっているということがございます。

そういう中で、私ども求職者の方が自らいろんな求人者と関係をもたれるというのは、それで就職されるというのはいいと思っておりますが、こういう求職者がいるという情報が、仮に職業紹介事業者の中だけであったとしても、本人が望まない形の中で、今、先生が言われた伝播するというようなことであるとすると、それは相当大きな問題になるのではないかと、これは正直な話として思っております。

福井専門委員　ですが、例えば9,000人の非常勤職員には伝播しては構わなくて、法令上の守秘義務がかかった民間職員には伝播しては困るという利害が、果たして求職者にありますでしょうか。同じことだと思います。

岡崎職業安定局総務課長　そこは、先生がどういう形態を想定されているかにもよりますが、官民を問わず、全部をネットワークにするという趣旨であるかなと思ったので、それであればというふうに思ったんですが。

福井専門委員　ネットワークというのは、先ほど来、繰り返し申し上げますように、常識的な意味での、その求職者が仕事をほしいエリア、同一の労働需給圏に限られた議論であるということは、当然の前提として議論すべきです。

ネットワークが広いか、狭いかという問題よりは、個人の情報の問題は、基本的に例えばKDDやNTTのオペレーターが秘密を漏らすかとか、情報を漏らすかというのと、そんなことはなされていないのと同じように、法令上守秘義務をかければ、それで足りる、それ以上でも以下でもないということだけだと思いますので、問題は、むしろネットワークが物理的に官民で共有するのが難しいというところの論拠、ここがよくわからないという方がより重要な論点だと思います。

それは、例えば委託する際に、あるいは民間に任せるときに、一定の求職者の便宜になうような情報の共有はちゃんとやりなさいということを前提にして任せれば、それで足りるのではないのでしょうか。

岡崎職業安定局総務課長　先生はどのような形の委託というか、情報の共有を考えておられるかと、それによってもお答えがもしかしたら違うのかもしれない。

私どもも、例えば長期失業者の民間委託ということで委託をしていると。その委託をする範囲の中においては、当然そこで求職者の情報がそれ以上漏れないようにと、これはそもそも民間職業紹介事業者としても守秘義務がかかっておりますから、当然の話であります。

それから、例えば足立で、最近では札幌でも始まることになりましたけれども、官民共同窓口。これはその範囲の中で求職者情報を共有するという前提で求職者にあらかじめ話をして、求職者情報を共有しているということでもありますので、そういう形なら、私どもも問題ないというふうに思っているわけですが、全国 7,000、例えば東京でも 1,000 とか 2,000 民間職業紹介事業者があるわけではありますが、その範囲の中で、物理的な範囲をどうするかというのは、どっちでもいい話なんです。

福井専門委員 だから、数の問題ではなくて、やはり義務の問題でしょう。

岡崎職業安定局総務課長 その中で、職業紹介の許可を持っているところは、全部ネットワークになっていて、ハローワークに求職した途端に、すべての職業紹介事業者にこういう求職者がいるという情報が伝わるということであるとすれば、それは相当大きな議論を巻き起こすだろうということを申し上げているわけです。

福井専門委員 そんなことを想定している人は、我々の中にいないと思います。

岡崎職業安定局総務課長 これは、一元的に蓄積したものが官民でできるというふうに言っていると思ったから、そう言ったので、そういうことを想定していないのであれば、違うと思います。

福井専門委員 違います。お答えの中で同一組織の全国的なネットワークが必要だと書かれているから、それについて真意を確認したまでであって、我々が全国にそれを共有して流さないといけないというふうに思っておられるとしたら誤解です。

むしろ、ハローワークだって、例えば私も自分の大学で秘書を募集するときがありますけれども、新宿区内だけでいいですか、杉並も入れますかと担当者が聞きますね、ハローワークだってほかには回さないわけです。同じことじゃないですかね。

岡崎職業安定局総務課長 いや、ちょっと問題点が違っているような気がするんですが、私どもが一元的な求職・求人情報の蓄積というのはいろんな問題があると申し上げたのは、私どもが言ったことに対しての質問かもしれませんが、委員会の方からの質問の 2 つ目に、民間事業者との情報の共有等で、求人・求職情報の全国的な一元的な管理は可能であると、こういうふうな御質問だったので、私どもは、ハローワークに来た情報は全部民間に流すということをお考えなのかなと、こう思ってお答えしたわけで、そういうことを想定していないということであれば、また話は別なような気がするんですけれども。

福井専門委員 当然、常識的にはそういう前提だと思います。

岡崎職業安定局総務課長 ただ、この質問を見ると、私どもはそういうことをお考えかなと思ってお答えしたということですので。

だから、私どもは再三申し上げていますが、いろんな形の民間委託とか、民間開放を否

定しているというわけではありませんが、やはり求人情報、求職情報のいろんな性格がありますので、何でもかんでもというわけにはないということを申し上げているわけです。

福井専門委員 現に有料職業紹介でできておられることの範囲がもう少し広がっただけですから、そこには別に質的な不連続はないんじゃないですか。

生田雇用保険課長 求人・求職情報ということで、個人情報を用いる民間紹介所を持つわけですけれども、民間の紹介所を持つときに、その機関を希望する求人企業だとか、あるいは求職者の情報を持たれている分には、多分何の問題もないんだと思いますけれども、例えばハローワークで、求人情報だとか、求職情報を得たときに、それをどういう民間の事業者の方に回すか、あるいは回さないといけなくなるかというところが重要だと思っただけで、例えば個々の企業だとか、あるいは個々の求職者の了解の下に、こういう民間の事業者の方に回すということでしたら、全く我々も問題ないと思っていますけれども、そうではないような仕組みをつくられるような記述に見えたものですから、こういう答えになったんだと思います。

福井専門委員 それはあり得ないじゃないですか、大前提は求職者の便宜のための仕組みですから。

生田雇用保険課長 ですから、求職者の個々の了解を取る必要があると。

福井専門委員 では、そこは誤解が解けたということで、以後よろしく願いたいと思います。

白石委員 5ページのところでお伺いしたいんですが、この場での議論は、一般論とか、憶測ではなくて、ある根拠に基づいた議論というのがすごく大事だと思うんです。

下から2行目のところで「求職活動において民間事業者を活用することは、早期再就職の促進の観点からも有効である」というふうに、ここはお認めいただいているわけですが、その後「一般的に、民間事業者に登録する求人企業は、求人手数料を負担することから、高い技能や能力を必要とする求人が多いものと推量される」と。またその後も「民間事業者を利用した職業紹介の実施はかえって非効率となり」と、このかえって非効率であるとか、高い技能や能力を必要とする求人が多いというのは、何らかのデータ、根拠をお持ちでしたら、あればということで結構なんですけれども、なぜこういうところが出てくるのか、少し詳細にお教えいただけませんかでしょうか。

生田雇用保険課長 済みません、今、手許に具体的な数字で示せるデータはないんですけれども、民間の紹介所の方の営業実態を見ますと、求人手数料というのを得て事業運営されている事業体がほとんどでございます。その場合の料金の相場というのもございまして、大体年収の20%から30%を相場にしている企業が多いということで、年収が実態としても高い方が多くて、700万だとか、1,000万だとかという方が多くて、200~300万というふうな手数料収入を1件当たり得て紹介されていると思っています。

今、我々は、そういう方につきまして、そもそも民間企業が自分で事業活動をして十分収入が得られるような活動は自由にやっていただければいいというふうに思っています。

そのための規制の緩和というのは大事じゃないかと思っていますし、そのための努力も今までできることはやってきたつもりですが、今後とも必要なことはやらないといかぬというふうに思っております。そういう方に国でお金を付けて、就職していただく必要というのは、少なくともそういう方についてはないんじゃないかというのが前段部分です。

それから、後段部分につきましては、これから民間の紹介所の在り方によって違ってくると確かに思います。ですから、例えば国の方が、自分が持っている求人というのがそれなりにあるとして、求人企業の方が、そういう求人をほかの民間の紹介所に回していいというふうに御判断いただいたようなケースについて、そういう民間の紹介所に求人をお渡しすることによって、求人の確保のコストが下がって、その職業紹介に要するコストも若干下がってくることによって、そんなに高い手数料を求人企業から受け取らなくても紹介できるようになるケースがあるのかもしれないけれども、今のところ実態としては、そういうケースは余りないと思います。

雇用保険との関係で申しますと、一番最後のところですが「失業の認定業務が適切に行われぬおそれがある」と書いてあることとの関係で申しますと、ハローワークでは、いろんな求職者がやってくるわけですが、その求職者に給付するかどうか決めないといけないんですが、決めるときに、その人に合うハローワークのたくさんの求人の中から見つけてきて、ぶつけて実際にその人の態度がどうかというのを見て、場合によっては不認定にする、給付しないということで濫給も防いで、逆に早期再就職を促すという効果もあると思っています。そういうことで財政責任を果たしているという状態なんですけれども、仮に民間事業者の方が失業の認定というのをされた場合につきましては、自分が持っている求人が様々ある中で、ハローワークから仮にもらう求人として、それから本来自分が持っている求人、これはそれなりの手数料が入るような求人をそもそも確保されているでしょうからそういう求人があって、どちらを優先的にやるかということ、収入が入る方の求人を優先的にされるんだと、普通の経営者の方だったらそうだというふうに思いまして、そう考えたんですが、そうだとすると、求職者に対して職業紹介を打つときに、自分のところに合う求人を持ったような求職者に対しては積極的に紹介をしますけれども、そうでない方に対する紹介の打ち方については、おざなりになる危険がある。そう申しますと、失業給付自体がある意味で出やすくなると言えますか、本来出すべきではない人に出る危険があるということで、失業の認定業務という観点からすると、非常に心配があるというふうな意味合いでございます。

白石委員 今の生田さんの御発言なんですけれども、それではどれぐらいの年収の人であれば、国が国費を用いて求職活動を支援するべきとお考えでしょうか。

それから、後段については、例えば民間が不適切な職業紹介をしたときは、求職者としては拒否権を持っているわけですね。そのままのみにして、そこに行くわけではないので、そこをどうお考えなのか、ちょっと追加でお聞きできればと思います。

生田雇用保険課長 まず、どういう年収の方について国が責任を持つかという問題、そ

ういう仕分けはものすごく難しいと思っております。

実態として、いろんな求職者の方がいらっしゃる中で、非常に高い技術を持ったような方というのは、民間を利用されているという実態がありますし、そうではない方はハローワークに来られるという実態がありますが、その線引きはものすごく難しいとしか言いようがないんじゃないかと思っております。

それから、失業の認定につきましては、先ほど岡崎が冒頭に申しましたけれども、最初にハローワークに求職の申し込みをしていただきまして、求職活動の状況によっては、職業紹介を打って、その人の態度を確認するという担保が非常に大事だと思っております。

そういうことがあり得るということを前提に求職者の方というのは、求職活動に励まれるんじゃないかと思われまして、実際に励まれていないときについては、失業の不認定にできるということで、給付の無駄が防げるということがございますので、ハローワークで求職申し込みを受けて、職業紹介ができる余地を残しておくということ自体はすごく大事ではないかという意味でございます。雇用保険制度の運営の観点からということです。

福井専門委員 今おっしゃったことは、民間が非効率だという理由と全然関係がない。なぜ民間が非効率だと断言できるんですか。

本田委員 逆に言えば、どういう効率性の指標を見ておられるのでしょうか。例えば、1求人開拓当たりコストはお幾らかかっているのか。1就職先当たり一体幾らかかっているのか、その数字を例えば経年で示していただいた上で、これだけ経営努力をハローワークはしている。それに比べて民間はこれだけ非効率だということを定量的にもお知らせいただけませんか。

生田雇用保険課長 これは、定量的な意味合いで申し上げたわけではないので、非常に申し訳ないんですけども。

福井専門委員 ですので、新たなお願いです。ハローワークで成立している就職1件当たり、間接経費、人件費、敷設費等すべて含めて幾らかかっているのかを経年で後ほどお示しください。

岡崎職業安定局総務課長 それは、資料要求があつて既にお出ししていると思いますが、約八万円です。

福井専門委員 それと比べて、こちらの方が非効率だということでない、やはりこの記述は適切なものではなくなると思いますが。

生田雇用保険課長 民間の方が、職業紹介コストというのを開示をお求めしても、そういうのを出していただけるということは、ほとんど期待できません。ですから、実際に一件当たり徴収されている手数料の相場だとか、そういうものでしたらお出しできると思いますが、実際に営利企業の会計経理に踏み込んでという分析をするのは、ほとんど不可能だと思います。

福井専門委員 だとしたら、非効率だという断定はできないということと同じことですね。憶測でこういうことをおっしゃるのはいかがかと思えます。

生田雇用保険課長 憶測のつもりは全然なくて、実際に求人を持たれている求人企業の職業紹介を優先される可能性があって、それに合わないような求職者について積極的に紹介をわざわざ打って、それで失業認定を厳格にするということとはできないと。

福井専門委員 それは非効率な話ではないですね。非効率ということの根拠について、憶測や思いつき以外の何ものでないのではないのでしょうか。

生田雇用保険課長 非効率という言葉遣いが悪いとすれば、それはお詫びしますが、私が申しているのは、そういう意味合いでございます。

福井専門委員 併せて、職業紹介、失業認定給付の一体化について、これも際限なく同じことを毎度繰り返されるので、いいかげんうんざりするんですが、民間で求職活動をしておられる方でも失業の認定ができているのに、にもかかわらず、なぜ一体でないといけないのかということについて一切にお答えになっていない。その辺を端的に教えていただけませんか。

生田雇用保険課長 一体と申し上げておりますのは、最初にハローワークに来ていただいて求職の申し込みをしていただいて、ハローワークで職業紹介が打てる余地が残っているという意味で一体という意味でございまして、常にハローワークで抱えて、常にハローワークで職業紹介をし続けるという意味ではありません。

それで、民間の紹介所を利用される場合で考えますと、民間の紹介所に行って職業紹介を受けられたというのも求人活動実績だというふうに私どもでは考えまして、失業の認定の際も求人活動実績ありというふうにはカウントします。

ただ、その申し出を、申し出というのは、受給者の方が申し出られるわけですがけれども、それをそのまま信じるわけではなくて、その事実を民間の紹介所なりに確認するということは最低限やらせていただきます。

あと、民間の紹介所で、どういうふうな職種の、どういうふうな仕事を求められておられるかというのを確認しまして、それが御本人の能力だとか、以前の経歴だとかと比べて、全然合わないと。

福井専門委員 それは書いてあるとおりですから、わかります。それが一体だということの根拠に、いかなる意味でなるんですかということです。何にも関係ない。

生田雇用保険課長 というふうなときに、職業紹介を打って、その態度を見ながら失業の認定をしていく必要があるので一体だというふうに申し上げているんです。

福井専門委員 それは、問題をすり変えておられるわけで、要するにそこで、同じ場所で、同じような職員が失業の給付認定と職業紹介を一体でやるという御主張でしょう。だったら、現に一体にやっていない例でうまくいっていないという証拠がないんだったら、その理屈は破綻しています。その極めて単純な御指摘を一貫して申し上げているんです。

これは、全く関係がないことを書かれていますね。指導監督的な性格が強いかどうかと一体であるべきかどうかとは何の論理的な関係もない。

生田雇用保険課長 失業の認定自体が指導監督的だと書かせていただいているんですけ

れども、それは職業紹介を打つ過程を通じて、事実関係を確認して、それで場合によっては給付を止めるという給付制限という処分を。

福井専門委員 別の組織でやったって、同じようにきっかり確認されれば、それでいいだけのことです。これは根拠になっていない。

生田雇用保険課長 ですから、別の組織でやったことがありませんので、委員のおっしゃるように、そういうのが根拠でないとおっしゃるんでしたら、そうなのかもしれません。

福井専門委員 別の組織でやっているわけです。民間の職業紹介を使っている方の失業認定をやっているんでしょう、それを別の組織と申し上げているんです。

生田雇用保険課長 そういう意味ではなくて、民間の職業紹介を使って、その求職活動実績はカウントしますが、それはそのまま求職活動実績をカウントするわけではなくて、現実にはハローワークで求職登録をされていますので、それを根拠に職業紹介を打つという余地を残しているということなんです。場合によっては、本当に打って、その態度を見て失業の認定ができないということも現実にありますので。

福井専門委員 ハローワークで職業紹介を打っていない例で失業認定をした例はないんですか。

生田雇用保険課長 それは、個々の事例としてはあり得ますけれども。

福井専門委員 そうであれば、そこで論理は崩れているんだから、不毛な議論はやめませんか。

生田雇用保険課長 それは、そういう問題ではなくて、制度の枠組みとして失業の不認定にする余地を残しておかないと、受給者自体の行動が非常に問題が起きるといふふうに思っています。

福井専門委員 それは、全く間違っている。ここでの論点は、民間とハローワークとが別々であったら、要するに民間でやっている職業紹介業務と失業認定が別々だったらうまくいかないということを論理的に、あるいはデータに基づいて教えてくださいというのが、そもそもの一貫した論点です。それに一切お答えになっていないまま今日に至っているというのが総括だと思います。

時間もないので、併せて、イギリスの例について、これを示す具体的な文献なりインタビュー結果をお願いします。要するにここの記述ですね、相互機関の連携が事実上困難になる、他国の失敗例に学ぶべきだということの具体的な論拠となる文献、あるいはインタビュー調査結果等があるのであれば、後ほどそれをすべて事務局にお出しただけですか。

生田雇用保険課長 わかりました。

本田委員 マニュアルに関しまして、御提出いただきましてありがとうございました。拝見させていただきまして、大変よくできたマニュアルをお持ちで、こういうものがあれば、確かに正社員 6,400 人に対して、9,000 人も非常勤職員を急に抱えても何とか回る体制をこれで築いていらっしゃるんだという理解であります。

生田雇用保険課長 済みません、失業の認定は、そういう人にはやらせていませんので。

本田委員 いや、紹介業務等を含めて、こういうきちんとしたものがあるので、6,400人に対して9,000人も非常勤職員を抱えてもやっていけるという体制を築いていらっしゃるんだと思います。

1つだけちょっと質問させていただきたいのが、戦時中の教科書のように、かなり黒でつぶしてあるところがあるんですが、これはどういう理由でおつぶしになったかだけ教えていただければと思います。

岡崎職業安定局総務課長 いろんなあれがあるかもしれませんが、例えば不正受給防止の際の、我々が見るポイントみたいな部分とか、そういった部分で、求職者と、あるいは保険の受給に来られる方が、そこを知っていると、裏をかくというような心配がある部分の一部ありますので、主としてそういう部分を消させていただいているだけでございます。

福井専門委員 手のうちにかかる部分ですか。

岡崎職業安定局総務課長 そうです。

本田委員 逆に言えば、そこもきちんと明文化されているので、黒塗りといいますか、そういうものがなければ、一般の方がお読みいただければ、ある程度対応できるようなものがあるという理解でよろしいですか。

岡崎職業安定局総務課長 基本的にはそうです。

本田委員 ありがとうございます。

福井専門委員 9ページの給付制限になる場合があると、1か月間不支給になる場合があるとございますが、具体的には何%ぐらいこういう例があるんですか。

生田雇用保険課長 済みません、それは以前にデータをお出ししたんですけれども、今手元になくて申し訳ございませんが、後ほど出します。

福井専門委員 多いんですか、少ないんですか。

生田雇用保険課長 結論だけ申し上げますと、数としてはそんなに多くないです。こういう給付制限がかかるということを前提に、皆さんが抑制的に行動されるといって変ですけども、きちんと求職活動もされるし、失業の認定の際にもきちんと答えられるというふうに考えております。

福井専門委員 数字がおわかりできたら、幾つか教えていただけますか。

生田雇用保険課長 平成15年度で0.1%でございます。

福井専門委員 わかりました。要するに極めて少ないということですね。

生田雇用保険課長 そうですね。

福井専門委員 極めて少ないということは、非常によくわかる。こんな間の抜けたことを拒んでいるように認定されるようなふるまいをする人は極めて少ないという、ある意味では当たり前のことをデータで裏づけておられる。とすれば、實際上、ほとんどこういうことにならないのであれば、なぜこういうことがあるから、ちゃんとテストできているんだということになるのか、そこの論理的因果関係がやはりわからない。

生田雇用保険課長 給付制限規定というものが確かにあって、実際に違反された方があったら給付制限がかかるんですが、そうならないように皆さん行動されるので、給付制限がかかっている人が実数としては少ないんだと思っていまして、その規定自体も意味がありますし、そういう体制自体をつくっていることにすごく意味があるというふうに思っています。

福井専門委員 とすれば、それがハローワークの直営でなければいけないということと実は関係がないお話になるわけですね。どうして民間で給付制限を同じように運用したらうまくいかないのでしょうか。

生田雇用保険課長 どういう形態の民間で、どういうふうな組み合わせで、民間が雇用保険を運用するというふうにおっしゃっているのかによって、答えが変わってくるんですけども。

福井専門委員 いや、御主張はおよそ民間が関わったらだめだとおっしゃっているんでしょう。ここにお書きになっている意味合いは、いかなる場合もですね。だとすれば、いかなる場合もうまくいかないことの論拠を御説明いただかないと。

生田雇用保険課長 ですから、うまくいかないことの根拠の説明は、いろんな説明の仕方がありまして、お答えしづらいんですけども、要するに給付制限をかけるということは、その前提として、その求職者に合ったいろんな求人を探し出してきて、それに対して職業紹介が打てるという状態になっている必要があります。民間の紹介所の場合は、先ほど申しましたように、求人は手数料を取れるような立派な求人が幾つかあって、どうしてもそれに対する紹介が優先されてしまうのではないかとというふうに民間の経営者の方だったらそうだろうなというふうに考えているのですが、私どもの発想の前提でございます。

ですから、そういう求人に合わない方についての職業紹介をハローワークから仮に求人を提供したとして、それを探し出してきて、強力に打って、それに従わないからといって給付制限をかけるという行動にどの程度出られるかという心配があるかという意味合いでございます。

福井専門委員 しかし、給付制限の前提というのは、ちゃんと求職活動をしているかどうかですね。そこが認定できれば、払わないということだけのことでですから、それが何ゆえに公務員でないとできないのか、やはりわからない。

生田雇用保険課長 ちゃんとした求職活動といいますのは、本人が満足して仕事を探していればいいというわけではなくて、本人に合ったような求職活動を本当にしているかどうかというのをハローワークで確認しないと。

福井専門委員 だから、それがハローワーク職員にしか確認できないことなんだろうという論点でもあるんです。

生田雇用保険課長 ですから、職業紹介をいろんな求人を抱えてやっているハローワークの職員がやらないと、いろんな求人がぶつけれないという意味なんです。

福井専門委員 よそで探してきたらいいじゃないですか、何でその場で、同じ人がやっ

ていないといけないんですか。何の論理的因果関係があるのでしょうか。

生田雇用保険課長 ですから、ハローワークで全国ネットワークを組んで、あるいはブロックだとか。

福井専門委員 全国ネットの必要はない。

生田雇用保険課長 ですから、そういういろんな求人を抱えているハローワークにおいて、個々の求人をぶつけて、その人の態度を確認するということが厳正に行えないと、雇用保険財政を担当する我々としては、非常に心配であると。

福井専門委員 何度も申し上げますが、ハローワークを一切使わない方でも失業認定されている例はあるということは、繰り返しおっしゃっているわけです。だったら、その議論は崩れていますので、もうやめませんか。

生田雇用保険課長 仕組みとしてどう仕組むかという問題と、個々の事例としてそういう事例があるということは別だと。

福井専門委員 個々の事例という問題じゃない。仕組みとしてそれを許しているわけです。許しているのに、ほかの場合には決してうまくいかないというのは、これはむしろちやな理屈だと思います。

生田雇用保険課長 済みません、許していると言いましても、抑止力として、仮に何かあれば、ハローワークで職業紹介を打てるという余地は残っていますので、それは許しているという言い方とはちょっと違うんじゃないかと。

福井専門委員 いや、ハローワークを使わなくても認定しているんだから、制度として端的に認めているということです。

生田雇用保険課長 済みません、ハローワークに一応求職申し込みをしていただいているので、場合によってはハローワークの職業紹介を打つという枠組みの中に入られているんだというふうに私どもは考えていますので。

福井専門委員 だったら、打った人にしか失業給付をしないというのでなければ全く論理的なつじつまが合わない。

生田雇用保険課長 それは、御本人の求職活動の状況を見て、それで十分であるというふうに判断できるようなケースもありますから、それでわざわざ重ねて打つ必要はないと判断するというのも当然であると。

福井専門委員 それは、全く無理な議論だと思います。

そのほか、いかがでしょうか。

八代委員 要するに、生田さんがおっしゃっているのは、非常に簡単に言えば、民間の方がハローワークに比べて職業紹介能力が劣っていると。したがって、それだけ失業期間が長引くから失業保険財政にマイナスの影響を与えるという論理で、なぜ劣っているかという、別にそれは能力が低いということではなくて、インセンティブの面で企業からの求人手数料を取れる人を優先して、取れない人を後回しにするからだということに、すべての議論の前提がかかっているわけですね。

ですから、ある意味で本当にそうなのかということで、それは逆に言えば、民間の職業紹介だっているんな形に分かれているわけで、はっきり言えば、民間の求人手数料だけに依存してやれるところは、何もハローワークに行くような人を相手にしないわけで、それはきちんと民間の事業所というのはいろんな人を対象に分化するわけなんですね、ですから、それは一種の何でもやるという形で混在するような状況がなければいいわけですし、仮にそうだとしても、ハローワークと比べて著しくマッチングに時間がかかる、あるいはマッチング効率が悪いところは、ある意味でペナルティーをかけるというか、ある意味では別途対応すればいいというか、いろんなやり方が当然あるかと思うので、必然的なものではないじゃないかと思われまます。

それから、今日の質問項目に入っていないんですが、そもそも民間の職業紹介所がある意味で必ずしも質が高くない失業者を扱えないのは、求人手数料がないからであって、それはハローワークとイコール・フットィングに競争上ないからなんですね。

つまり、ハローワークは税金という求人手数料をベースにして、手数料を払えないような人も対応している、民間はそれができないと、これは郵政三事業と全く同じ、イコール・フットィングでない状況にあるわけです。

ですから、このワーキンググループの目的は、ただでそういう人たちに職業紹介をしると民間に言うんではなくて、まさにハローワークに対する財源を一部分けていただいて、言わば国が求人手数料を払うような形で、そういう民間の企業が手数料を払えないような人たちにもマッチングするような仕組みができないかどうかというのが争点ですので、そうした場合でもハローワークと比べて民間の方がマッチング機能が劣るかどうかを本当は議論しなければいけないわけなんです。

ですから、そこは今でも一部長期失業者についてやっておられますから、それを更に詰めていくということが大事だろうと思ひまして、今日は時間もありませんので、それは印象だけの話なので。

生田雇用保険課長 一言だけよろしいですか。

八代委員 どうぞ。

生田雇用保険課長 求人企業から求人手数料を取って民間の紹介所は運営されていますけれども、あえてハローワークでしている人をどういうふうに評価するかという問題がありますが、ドイツのパウチャー制度もそうなんですけれども、求職者手数料を国が肩代わりして、それでその収入を得るような業者が一部出るという実態になるっているわけです。私どものイメージとしては、求人手数料というよりは、要するに企業がお金を出して積極的にとるといふようなタイプというよりは、求職者手数料か、またはアウトプレースメントで、なかなか自分のところで、離職者は出すけれども、離職者を応援する義務があるんだということで、そういう方を支援するためのお金を手数料として企業に渡しているというふうに整理する方が、経済法則的にも正しいんじゃないかというふうに思っております、整理の仕方だけの問題なんですけれども。

ですから、国として失業者を支援する義務が憲法上ありますので、そのための経費をどういう形で使っていくかという問題がまずあって、今の使い方は憲法 27 条によって、憲法 27 条の解釈をどうするかといういろんな議論がありますけれども、全国ネットの無料の職業紹介の体系をつくって、求職者によって差別がないように職業紹介ができるようにしているという形になっているんですけれども、その部分について一部、どういう部分についてどういうふうにするかという議論はいろいろやるにせよ、今までよりはコストをかけずに民間にお願いするというのが、もしできる部分があるとすれば、それはそれで意味があるんじゃないかとは思いますが。

福井専門委員 確認ですが、今の御趣旨は、ハローワークの財源を民間に分けることはまかりならぬけれども、企業が自発的に金を出すのなら、それはやらせてあげる。そういう意味ですか。

生田雇用保険課長 まず、規制緩和という議論が昔からずっとございまして、民間企業が事業で収益を得て活動する制約要因をなくしていくということは非常に意味があることです。それを拡大していくということは今後とも、いろんな制約条件が当然ありまして、すぐにはできないと思っておりますけれども、外していくこと自体、方向としては正しいんじゃないかと思っておりますが、国の経費を使ってやるというときに、究極的には経費が。

福井専門委員 もっと端的にお答えいただけませんか。前置きは結構です。もう時間が過ぎておりますので。

生田雇用保険課長 済みません、お金がよけいにかかるとよくないと思っているという意味だけでございます。

福井専門委員 ハローワークに使っている財源を民間委託の形で分け与えればいいというのが、さっき八代委員から申し上げたことです。それができないとおっしゃるのであれば、後ほど、相当詰めた議論をさせていただく必要があると思っております。

それから、もう一つ、憲法 27 条が無料職業紹介業務を意図しているかのごとき御発言がございましたが、私も公法学者の端くれですが、私の知る限り、学説でも判例でも憲法 27 条の解釈論として無料職業紹介を意図しているなどというものは見たことがございませんので、もしあるのであれば、教えていただきたいと思います。後ほどで結構です。

よろしいでしょうか。

それでは、ありがとうございました。